

55資庁第13792号

昭和55年11月21日

通 商 産 業 局 長 殿

資源エネルギー庁長官

地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス  
事業者との連携強化について

上記の件について、本省所管のガス事業者に対し、別紙等しのとおり通知したので貴局所管の  
一般ガス事業者に対し同様の趣旨を通知されたい。

資源エネルギー庁長官

地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業者との連携強化について（通知）

当省においては、今度の清瀬駅前事故を教訓として、地下街を中心とするガス保安対策の強化の具体的方策について、ガス事業大都市対策調査会地下街対策専門委員等において検討を進めるとともに、上記の件について、自治省消防庁との間で、協議を継続しているところであるが、当面の措置として各地域ごとの実情に即しつつ、下記により対処することとされたい。

なお、本件については同旨の文書が別添のとおり自治省消防庁から各都道府県知事にあて発せられているので念のため申し添える。

記

1 「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」の作成

消防機関とガス事業者とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場での措置等について、次の各事項を中心として「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス保安体制の強化を図るものとする。

(1) ガス事業者の初動体制等

ガス事業者は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図るとともにガス漏れ事故発生時における初動体制について消防機関と十分打合わせおくものとする。

(2) 連絡通報体制

消防機関及びガス事業者は、相互の連絡通報体制を確立するものとする。

(3) ガス漏れ等の現場における消防機関とガス事業者との連携体制

出動したガス事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためガスの供給停止等の必要な措置をとるものとする

この場合においてガス漏れ等の現場に消防機関が出勤したときは、ガス事業者は消防機関と緊密な連携を保つとともに、消防機関から指示があったときは、その指示に従い必要な措置をとるものとする。

#### (4) 初動時におけるガス供給停止

ガス供給の停止は原則として(3)によりガス事業者が行うものとするが、ガス漏れ現場に、消防機関がガス事業者よりも先に到着した場合等で、消防機関が爆発等のガス災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないものと認める場合は、ガス事業者との事前の申し合わせに基づき、消防機関がガスの供給しや断を行うこととし、このため、予め、次の措置を講ずるものとする。

なお、しや断後のガスの供給再開は、二次災害発生防止を図るため、ガス事業者が行うものとする。

(イ) ガス事業者は、地下街等消防機関が必要と認める場所におけるガス導管及びしや断装置の設置状況及び場所を示す図面並びに保安規程、その他の資料を消防活動上必要なものを消防機関に提出するものとする。

(ロ) ガス事業者は、消防機関との協議により、必要とされた範囲の地上操作しや断装置の操作員及び操作要領を消防機関に預けておくものとする。

(ハ) ガス事業者は、消防機関との協議により、しや断装置等の確認及び消防隊員の教育訓練に協力するものとする。

### 2. 共同点検の実施

ガス事業者は、地下街等の定期点検の実施にあたっては、事前に消防機関に点検計画を連絡するとともに、消防機関が実施する地下街等に対する予防検査について協力するものとする。

### 3. ガス漏れ等の連絡方法の周知徹底及び共同訓練の実施

消防機関及びガス事業者は、ガス漏れ等の緊急時における消防機関及びガス事業者への連絡方法について地下街等の管理者、ガスの使用者その他関係者に対し周知徹底を図るとともに、協力して、随時、これらの者を含めたガス防災訓練を行うものとする。

### 4. 連絡会議等への参加

消防機関等が主催する地下街等のガス保安対策についての連絡会議等に、ガス事業者は積極的に参加し、関係機関との連携強化に努めるものとする。

(別添)

消防危第 138号

昭和55年11月21日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 長 官

地下街等のガス保安対策に関する消防機関と  
ガス事業者との連携強化について（通知）

自治省消防庁においては、今年8月16日の静岡駅前ガス爆発事故以来、地下街を中心とするガス保安対策の具体的方策について、ガス漏れ事故に関する警防戦術等調査研究会議及びガス漏れ火災対策研究会において検討を進めるとともに、上記の件については、消防機関とガス事業者との制度上の連携強化の方策につき通商産業省資源エネルギー庁との間で、協議を続けていくところであるが、当面の措置として各地域ごとの実情に即しつつ、下記により対処することとされたい。

なお、本件については、同旨の文書が別添のとなり通商産業省資源エネルギー庁から各一般ガス事業者にあて宛せられているので、念のため申し添える。

かつて、貴管下市町村に対しても、この旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

記

（記以下資源エネルギー庁長官通達と同文）

[参考]

消防令第 38 号  
55 資庁第 / 3792 号  
昭和 55 年 / 1 月 2 / 日

自 治 省 消 防 庁 次 長 鹿 尾 島 重 治

通商産業省資源エネルギー庁公益事業部長 石 井 賢 吾

「地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業者との連携強化について（消防危第 / 38 号及び 55 資庁第 / 3792 号）」の通達に際し、消防庁及び資源エネルギー庁は、下記のとおり了解する。

記

1 ガス保安に関する消防機関の活動権限の強化等ガス保安対策の強化に関し必要な措置については、ガス事業法及び消防法の運用につき検討を行うこととするときに、その検討の結果必要な場合には、関係法令の改正も含めた所要の措置につき、両庁で協議するものとする。

なお、上記通達記の / の(4)は、「消防機関がガスの供給しや断」を行うことができるか否かについての何らかの法解釈を前提とするものではない。

2 資源エネルギー庁は、ガス事業法に基づき省令、省令の細目を定める告示その他これらに伴う通達のうち地下街等のガス保安対策に係るものの制定改廃に当たっては、事前に、消防庁に協議するものとする。また、消防庁は、消防法に基づき省令、省令の細目を定める告示その他これらに伴う通達のうち地下街等のガス保安対策に係るものの制定改廃に当たっては、事前に資源エネルギー庁に協議するものとする。

3 消防庁は、地下街等のガス保安対策上特に必要があると認めるときは、2の省令等の変更に関し、資源エネルギー庁に意見を述べることができるとする。

また、資源エネルギー庁は、地下街等のガス保安対策上特に必要があると認めるときは、2の省令等の変更に関し、消防庁に意見を述べることができるとする。